

2024年度 NPO 法人 BS ケア会員規約

(目的)

第1条

NPO 法人 BS ケア(以下「当法人」という)は、正会員、準会員、賛助会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

(正会員の種類)

第2条

正会員は以下の3種とする。

- (1) BS ケアプレゼンター®正会員
- (2) 母乳育児支援者正会員
- (3) 一般正会員

(準会員の種類)

第3条

準会員は以下とする。

- (1) 母乳育児支援者準会員

(賛助会員の種類)

第4条

賛助会員は、以下とする。

- (1) 産科関連団体賛助会員

(入会)

第5条

入会の申込をする場合は、入会申込フォームに必要事項を記入し、当法人に提出することとする。入会金・年会費の入金を当法人が確認した日を以て入会の成立とする。

(入会の拒絶)

第6条

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会申込フォームに虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合

(会員資格及び有効期間)

第7条

1. 正会員、準会員、賛助会員の資格有効期間は、当法人決算月末日（毎年3月31日）までとする。
2. 正会員、準会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとする。
3. 団体で入会した賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。
4. 会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

(会員情報の変更)

第8条

1. 会員は、入会申込時に登録した会員情報について変更が生じた場合は、速やかに会員自身が会員専用ページにて登録情報を変更しなければならない。
2. 登録情報の変更がなされなかったことにより、会員に不利益又は損害が生じても当法人は一切の責任を負わないものとする。

(会員情報等の公開)

第9条

1. 当法人は会員情報を原則として外部に公開することはしない。
2. 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報

を警察または関連諸機関などに通知することがある。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがある。

3. 会員は当法人の上記対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとなえないものとし、当法人は責任を負わないものとする。

(BS ケアプレゼンター正会員特典)

第10条

BS ケアプレゼンター正会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 機関誌の受け取り
- (2) メーリングリストへの参加
- (3) 当法人が企画する事業・イベントの案内の受け取り
- (4) オンラインスキルアップセミナーへの参加
- (5) 母乳育児相談会の聴講
- (6) 事例検討会への参加
- (7) 短期習得プログラムに会員価格で参加
- (8) スキルアップセミナー（オンライン含む）に会員価格で参加
- (9) 道場への参加（スキルアップセミナー受講済みの方）
- (10) 個人研修への参加（道場受講済みの方）
- (11) スクールへの参加
- (12) DVD の購入
- (13) ベーシック・アドバンスセミナーに運営ボランティアとして参加
- (14) ベーシック・アドバンスセミナー・スキルアップセミナーに割引価格で参加

(母乳育児支援者正会員特典)

第11条

母乳育児支援者正会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) プレゼンター正会員特典(1)～(12)

(一般正会員特典)

第12条

一般正会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 機関誌の受け取り
- (2) 魔法のクチュクチュ動画の視聴

(母乳育児支援者準会員特典)

第13条

母乳育児支援者準会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) プレゼンター正会員特典(1)～(4)

(産科関連団体賛助会員特典)

第15条

産科関連団体賛助会員は、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 機関誌の受け取り
- (2) 当法人が運営する会員限定のメールで紹介文の配信
- (3) 当法人へセミナー等の開催の依頼
- (4) サイトで賛助会員として団体名の紹介(10口以上)
- (5) サイトにバナー広告を掲載(20口以上)

(禁止事項)

第17条

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為、その他、不適切と判断され

るすべての行為

(免責)

第 18 条

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を追わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとする。

(損害賠償)

第 19 条

1. 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

(会員規約の変更)

第 20 条

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。

第 21 条

本規約は、2024 年 4 月 1 日より施行する。

以上